

資料 1 - 1

厚生労働省発生食 0107 第 2 号  
令和 3 年 1 月 7 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型  
除草剤耐性ダイズ GMB151



# 線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151 に係る食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

「線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151」については、令和 2 年 12 月 8 日付けで BASF ジャパン株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 評価依頼品目の概要

本品目は、ダイズの商業品種 Thorne を宿主とし、線虫抵抗性の付与を目的として、*Bacillus thuringiensis* 由来の *cry14Ab-1.b* 遺伝子を導入、並びに除草剤耐性の付与を目的として、*Pseudomonas fluorescens* 由来の *hppdPf-4Pa* 遺伝子を導入して作出したものである。

## 3. 付与される形質の概要

*cry14Ab-1.b* 遺伝子がコードする Cry14Ab-1 タンパク質により、ダイズに寄生する線虫であるダイズシストセンチュウ及びネグサレセンチュウ類に対する抵抗性が付与される。また、*hppdPf-4Pa* 遺伝子がコードする HPPD-4 タンパク質は、4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤による活性阻害を受けないため、植物に当該除草剤耐性が付与される。

## 4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のダイズと変わらない。

## 5. 海外の状況

本品目は、米国、カナダにおいて安全性審査の申請中である。また、オーストラリア・ニュージーランドにおいて承認を受けている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。